

羽生市建築物耐震改修促進計画

[令和8年度～令和12年度]

令和8年3月改定

羽 生 市

目 次

第1	計画の基本的事項	1
1	計画策定の目的と背景	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	3
4	対象区域及び対象建築物	3
第2	想定される地震の規模・被害	5
1	県と市の地震履歴	5
2	羽生市周辺の地震環境	5
3	羽生市周辺地盤の揺れやすさ	5
4	想定される地震の規模及び被害の状況	5
第3	建築物の耐震化の現状と目標	7
1	国及び埼玉県の住宅及び建築物	7
2	羽生市の住宅	7
3	羽生市の多数の者が利用する建築物	9
第4	建築物の耐震化を促進するための取り組み	13
1	基本的な取組方針	13
2	耐震化を促進するための環境整備	14
第5	計画の進行と管理	18

第 1 計画の基本的事項

1 計画策定の目的と背景

(1) 計画の目的

羽生市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定するものである。

本計画は、昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を最小限に止め、地震災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

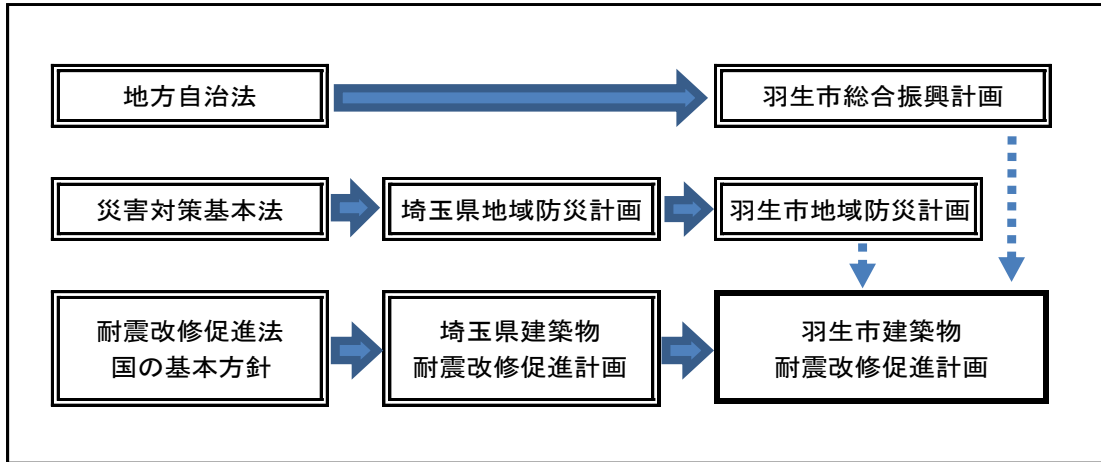
本計画の策定等に至るまでの主な経過は下表のとおりである。

年 月	経 過	備 考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	平成7年兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成16年10月	平成16年新潟県中越地震	最大震度7 死者68人
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という）の告示	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 県有100%、市町村有99%、民間90%
平成22年3月	羽生市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 市有100%、民間91%
平成23年3月	平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 死者19,729人、行方不明者2,559人
平成24年5月	羽生市建築物耐震改修促進計画一部改定	市有建築物における耐震安全性の目標値を明記
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示

平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標を明示
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成28年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和2年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 市町村有100%、民間95% (県有は100%耐震化済(移転解体等計画が決定したもの含む))
平成28年3月	羽生市建築物耐震改修促進計画改定	令和2年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 市有100%、民間97%
平成28年4月	平成28年熊本地震	最大震度7(2回記録) 死者273人 平成12年5月31日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成30年6月	大阪府北部の地震	最大震度6弱 死者4人(うちブロック塀崩落により2人死亡)
平成30年12月	国の基本方針の改正	令和7年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年7月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和3年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和7年度までの耐震化率の目標 住宅95% 耐震診断義務化建築物おおむね解消 多数の者が利用する建築物 市町村有100%、民間おおむね解消
令和3年3月	羽生市建築物耐震改修促進計画改定	令和7年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 市有100%、民間おおむね解消
令和3年12月	国の基本方針の改正	令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 令和7年までに耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
令和6年1月	令和6年能登半島地震	最大震度7 死者698人(令和7年12月25日時点) 平成12年5月31日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
令和7年7月	国の基本方針の改正	令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消する目標を明示

2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、『羽生市総合振興計画』等の上位計画や『埼玉県建築物耐震改修促進計画』及び『羽生市地域防災計画』等の関連計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項を具体的に定めることとする。



3 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、定期的に耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

4 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、羽生市全域とする。

耐震化を促進する対象建築物は、旧耐震基準の建築物のうち、以下の建築物とする。

ただし、耐震化率の算定にあつては、新耐震基準の建築物も含むものとする。

種 類	対 象
住 宅	居住世帯のある戸建住宅、長屋、共同住宅、併用住宅
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条第1号で定める建築物(*)

(*) 多数の者が利用する建築物一覧

本計画における用途分類	耐震改修促進法第14条第1号(施行令第6条)による分類	規模(階数、床面積の両方が下記の規模以上のものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園(※)	2階	500㎡
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000㎡
	学校(小学校等以外の学校)		
病院・診療所	病院、診療所		
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂		
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	卸売市場		
ホテル・旅館等	ホテル、旅館		
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		
社会福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園(※)	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)		
その他	体育館	1階	1,000㎡
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	事務所		
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のため施設		

※ 本計画において幼保連携型認定こども園は、施設の状況に応じていずれかの用途に分類している

第 2 想定される地震の規模・被害

1 県と市の地震履歴

県内では、過去に何回か大きな地震で被害を受けている。中でも大きな地震としては、1855 年（安政 2 年）の安政江戸地震〔M6.9〕、1923 年（大正 12 年）の関東地震（関東大震災）〔M7.9〕、1931 年（昭和 6 年）の西埼玉地震〔M6.9〕、2011 年（平成 23 年）の東日本大震災〔M9.0〕が挙げられる。

市内では、近年の地震で被害規模が大きいものは、関東地震（関東大震災）で家屋全壊 47 軒、半壊 22 軒の被害が発生した。

また、記憶に新しい東日本大震災においては、市内で最大震度 5 強が観測され、被害状況としては建物半壊 4 軒、屋根瓦の落下 1,055 軒の被害であった。

2 羽生市周辺の地震環境

地震は、プレート境界で発生する地震〔関東地震（関東大震災）、十勝沖地震、千葉県東方沖地震など〕と、活断層で発生する地震〔西埼玉地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震など〕の 2 つのタイプに大別される。

プレートによる地震は、今後、発生間隔が約 200～300 年とされる関東地震と同等の巨大地震〔M8 クラス〕と、それらの地震の間に発生する大地震〔M7 クラス〕の発生が想定されている。

このようなプレートによる地震は局地的に大きな被害を与えるものであり、関東地震後 80 年以上経過していることを考えると切迫性はかなり高まっている。

一方、活断層による地震は、地下の比較的浅いところにある岩盤にプレートの移動による歪みがたまり、限度以上になった時にずれが生じて発生する地震である。活断層による地震も震源域が非常に浅いところで発生した場合には、兵庫県南部地震のように非常に激しい被害をもたらすことになる。

3 羽生市周辺地盤の揺れやすさ

国の中央防災会議においては、表層地盤の揺れやすさを相対的に示した地図を公表している。これによると、県の南東部が地震の影響により比較的大きな揺れが想定されているほか、利根川などの河川や河川流域周辺などの低地に沿った地域では、表層地盤が軟らかいため揺れやすくなっている。

4 想定される地震の規模及び被害の状況

埼玉県では、過去の地震履歴や地震環境を考慮して、平成 24・25 年に『埼玉県地震被害想定調査』を行い、結果を公表している。この調査では、①東京湾北部地震、②茨城県南部地震、③元禄型関東地震、④関東平野北西縁断層帯地震、⑤立川断層帯地震による地震の 5 想定地震について被害想定を行っている。

また、活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置を設定し、関東平野北西縁断層帯地震で 3 点（北、中央、南）、立川断層帯地震は 2 点（北、南）のパターンを想定している。

羽生市の被害状況をまとめると、次のとおりである。

想定される地震の規模

想定地震	震度	地震のタイプ
東京湾北部地震	5強	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	5強	
元禄型関東地震	5弱	
関東平野北西縁断層帯地震（北）	6弱	活断層で発生する地震
関東平野北西縁断層帯地震（中央）	6強	
関東平野北西縁断層帯地震（南）	6強	
立川断層帯地震（北・南）	5弱	

※活断層による地震については、破壊開始の始まる位置を（ ）内に表す

想定地震の断層位置図



被害予測

想定地震	揺れ+液状化による被害			
	全壊数	全壊率(%)	半壊数	半壊率(%)
東京湾北部地震	0	0.00	0	0.00
茨城県南部地震	26	0.11	48	0.20
元禄型関東地震	0	0.00	0	0.00
関東平野北西縁断層帯地震（北）	96	0.40	926	3.86
関東平野北西縁断層帯地震（中央）	195	0.81	1,370	5.72
関東平野北西縁断層帯地震（南）	84	0.35	770	3.21
立川断層帯地震（北・南）	0	0.00	0	0.00

※埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月）より建物総数の比率を掛け合わせ、按分し算出

第3 建築物の耐震化の現状と目標

1 国及び埼玉県の住宅及び建築物

国の基本方針では、建築物の耐震化は、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等における目標を踏まえ、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としている。

埼玉県においては、埼玉県建築物耐震改修促進計画（令和8年3月）の中で、住宅の耐震化率を、令和6年度（現状）の93.2%から令和12年度には95%とする目標を設定している。

同様に多数の者が利用する建築物の耐震化率を、市町村有建築物については、令和6年度98.5%から令和12年度には100%とする目標を設定しており、民間建築物については、令和6年度の95.6%から令和12年度にはおおむね解消とする目標を設定している。

また、耐震診断義務化建築物の耐震化率を、令和6年度の96.6%から令和12年度にはおおむね解消とする目標を設定している。

2 羽生市の住宅

(1) 耐震化の現状

耐震化率の算出は、国及び埼玉県に準じて「住宅・土地統計調査(平成25、30年、令和5年)」を用いるものとし、算出方法についても、国及び埼玉県に準じて算出し、前計画で算出した数値も見直しするものとする。

羽生市における近年の耐震化率の推移は下表のとおりである。

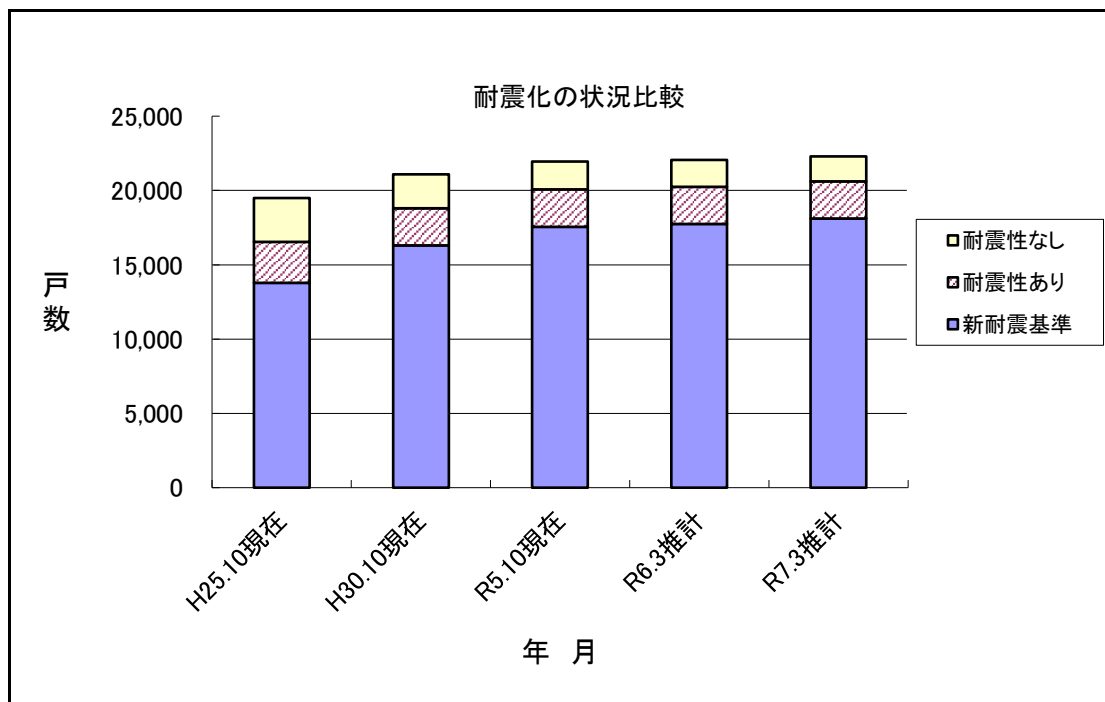
住宅の耐震化率の現状と推計

(単位：戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅		昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率(%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
平成25年10月1日	5,723	2,963	2,760	13,777	19,500	84.8%
平成30年10月1日	4,781	2,277	2,504	16,229	21,010	89.2%
令和5年10月1日	4,389	1,862	2,527	17,551	21,940	91.5%
令和6年3月31日※	(4,316)	(1,800)	(2,516)	(17,740)	(22,056)	(91.8%)
令和7年3月31日※	(4,169)	1,676)	(2,493)	(18,118)	(22,287)	(92.5%)

※平成25年10月1日から令和5年10月1日の調査結果を基に推計

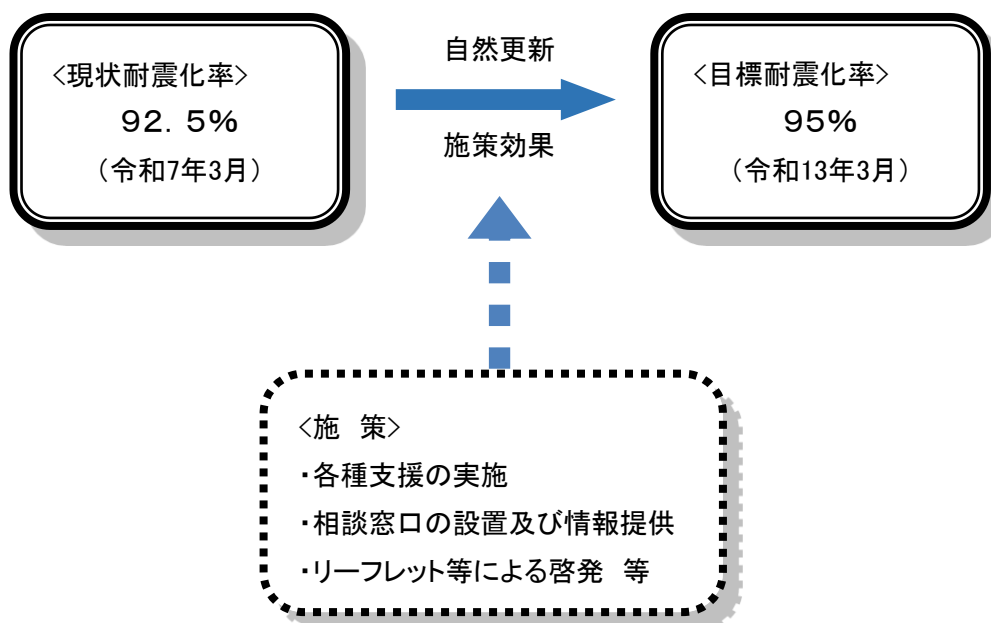
住宅の耐震化の推移



(2) 目標設定

住宅の耐震化率を高めることは、地震による人的被害を縮小させる効果が大きいとされている。このため、建て替えなどによる自然更新に加えて、引き続き、住宅の所有者等の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用負担軽減等の取り組みを行うことにより耐震化率の向上を図る。

そこで、令和12年度末における住宅の目標耐震化率は県と同様に引き続き95%とする。



3 羽生市の多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物については、市有建築物と民間建築物では、役割や目的が異なるため、それぞれの建築物ごとに耐震化の現状と目標を以下に示す。

(1) 耐震化の現状（令和7年3月末時点）

ア) 市有建築物

耐震改修促進法第14条第1号に該当する市有建築物は全体で26施設26棟であり、平成27年3月31日時点で、既に耐震化率100%を達成している。

市有建築物の耐震化率

(単位：棟)

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)
	耐震性なし		耐震性あり			
	a	b	c			
学校	8	0	8	7	15	100%
病院・診療所	—	—	—	—	—	—
劇場・集会場等	0	0	0	3	3	100%
店舗等	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸共同住宅等	2	0	2	1	3	100%
社会福祉施設等	—	—	—	—	—	—
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	1	0	1	0	1	100%
その他	3	0	3	1	4	100%
合計	14	0	14	12	26	100%

※「劇場・集会場等」とは、ここでは市民プラザ、産業文化ホール、中央公民館を指す

※「賃貸共同住宅等」とは、賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿等であり、ここでは市営住宅を指す

※「その他一般庁舎」とは、ここでは市庁舎を指す

※「その他」とは、運動施設であり、ここでは体育館を指す

イ) 民間建築物

耐震改修促進法第14条第1号及び第2号に該当する民間建築物は全体で81施設であり、耐震化率は98.8%である。

病院・診療所を除くすべての用途については、耐震化率が100%となっており、病院・診療所の耐震化率のみ83.3%となっている。

民間建築物の耐震化率

(単位：施設)

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)
			d			
	耐震性なし	耐震性あり				
a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e	
学校	0	0	0	4	4	100%
病院・診療所	1	1	0	5	6	83.3%
劇場・集会場等	0	0	0	1	1	100%
店舗等	0	0	0	1	1	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	2	2	100%
賃貸共同住宅等	2	0	2	2	4	100%
社会福祉施設等	2	0	2	23	25	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	4	0	4	34	38	100%
合計	9	1	8	72	81	98.8%

※「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園

※「劇場・集会場等」とは、劇場、集会場、映画館、公会堂など

※「店舗等」とは、展示場、物品販売業を営む店舗、遊技場、公衆浴場、飲食店など

※「賃貸共同住宅等」とは、賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿

※「社会福祉施設等」とは、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

※「その他」とは、事務所、サービス業を営む店舗、運動施設、博物館、工場など

ウ) 市有建築物と民間建築物の合計



(2) 目標設定

ア) 市有建築物

(i) 市有建築物の耐震化率

前述のとおり、現状の市有建築物の耐震化率は100%である。

市有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時には、学校や公民館は避難場所として活用され、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの建築物が応急対応の拠点施設として機能確保の観点からも耐震性の確保が求められている。

そのため、引き続き耐震改修促進法第14条第1号に該当しない市有建築物についても耐震化を進めていく。

市有施設の耐震化率

用途分類	R3.3改定 (R2.3時点)	現状 (R7.3現在)	目標 (R13.3時点)
学校	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
病院・診療所	—	—	—
劇場・集会場等	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
店舗等	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—
賃貸共同住宅等	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
社会福祉施設等	—	—	—
消防庁舎	—	—	—
その他一般庁舎	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
その他	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
平均	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み

(ii) 耐震安全性の目標値

用途により、国の定める「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成19年12月18日国営計第76号）を準用し、その数値以上とする。

イ) 民間建築物

現状の民間建築物の耐震化率は 98.8%である。

民間建築物は、多くの市民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が生じた場合には大きな被害が想定されるものである。

埼玉県は、民間建築物の令和 12 年度における耐震化率の目標をおおむね解消としているため、羽生市もこれに準じおおむね解消とし、できる限り 100%を目標とする。

用途分類	R3.3改定 (R2.3時点)	現状 (R7.3現在)	目標 (R13.3時点)
学校	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
病院・診療所	⇒ 83.3%	⇒ 83.3%	⇒おおむね解消
劇場・集会場等	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
店舗等	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
ホテル・旅館等	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
賃貸共同住宅等	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
社会福祉施設等	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
消防庁舎	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—
その他	⇒ 100%	⇒ 100%	達成済み
平均	⇒ 98.7%	⇒ 98.8%	⇒おおむね解消

ウ) 市有建築物と民間建築物の合計



第4 建築物の耐震化を促進するための取り組み

1 基本的な取組方針

住宅や建築物の耐震化を促進していくためには、その所有者等が地震防災対策を自らの問題かつ地域の問題として捉え、耐震化に意識して取り組むことが重要である。地震により住宅・建築物の被害が発生した場合、自らの生命と財産はもとより道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないことを十分認識して取り組む必要がある。

羽生市では、住宅や建築物の所有者が主体的に耐震化に取り組めるよう、環境の整備を進める。

(1) 住宅

市民の生活拠点となっている住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて発災後の避難場所の確保や瓦れき処理などの負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大いと考えられる。

しかしながら、住宅については所有者等の防災に対する意識の問題、耐震化の費用の問題など耐震化を妨げる要因も多く、所有者等の意識の啓発に加えて情報の提供や費用助成の充実といった措置が必要である。

(2) 市有建築物（多数の者が利用する建築物）

市有建築物については、災害時には、避難場所等として活用されるほか、災害対策本部が設置されるなど、多くの建築物が避難・災害対策の拠点として重要な施設となる。

このため、日常の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められている。

したがって、耐震改修促進法第14条第1号に該当しない市有建築物についても耐震化に積極的に取り組むものとする。

(3) 民間建築物（多数の者が利用する建築物）

民間建築物についても、多くの者が利用する建築物は、地震が発生した場合に大きな被害が想定されることから、耐震診断・耐震改修が行われるよう埼玉県と連携・協力しながら所有者等に対して意識啓発や情報提供の充実に努める。

(4) その他（緊急輸送道路沿道の建築物）

緊急輸送道路は、災害時の防災拠点を連絡するほか、多数の者の円滑な避難、救急・消防活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っている。

したがって、これらの道路に接する建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられないようしなければならない。

そこで、関係機関との連絡を密にし、緊急輸送道路沿道の建築物については、耐震化の状況把握とその促進に努める。なお、『埼玉県建築物耐震改修促進計画』において、「地震発生時に通行を確保すべき道路（＝緊急輸送道路）」として指定された路線のうち、羽生市内の部分は次のとおりである。

埼玉県緊急輸送道路（羽生市内）

種別	道路管理者	路線番号	道路種別	路線名	区間
①	東日本高速	E4	高速	東北自動車道	羽生市喜右衛門新田（加須市境） ～羽生市下村君（群馬県境）
①	埼玉県	122	補国	国道 122 号	羽生市神戸（加須市境） ～羽生市上新郷（群馬県境）
①	埼玉県	125	補国	国道 125 号	羽生市町屋（加須市境） ～羽生市下川崎（122 号との交差点）
①	埼玉県	125	補国	国道 125 号	羽生市須影（122 号との交差点） ～羽生市下新郷（行田市境）
1	埼玉県	32	主要	鴻巣羽生線	羽生市砂山（125 号との交差点） ～羽生市小松台（122 号との交差点）
1	埼玉県	84	主要	羽生栗橋線	羽生市小松台（122 号との交差点） ～羽生市北荻島（羽生IC入口との交差点）
2	羽生市	112	市町村	市道 0112 号線	羽生市東 7 丁目 14-8 ～羽生市下羽生 325-4
2	羽生市	125	市町村	市道 0125 号線	羽生市東 6 丁目 16-1 ～羽生市東 7 丁目 14-8
2	羽生市	235	市町村	市道 0235 号線	羽生市東 6 丁目 15-1 ～羽生市東 6 丁目 16-1
2	羽生市	9014	市町村	市道 9014 号線	羽生市羽生警察署入口（市道 0125 線との交差点） ～羽生市東 7 丁目（羽生警察署）
2	羽生市	2092	市町村	市道 2092 号線	羽生市羽生（羽生外野栗橋線との交差点） ～羽生市羽生（羽生実業高等学校）
2	埼玉県	84	主要	羽生栗橋線	羽生市北荻島（羽生IC入口との交差点） ～羽生市三田ヶ谷（三田ヶ谷礼羽線との交差点）
2	埼玉県	366	一般	三田ヶ谷礼羽線	羽生水郷公園 ～羽生市三田ヶ谷（羽生栗橋線との交差点）
2	埼玉県	60	主要	羽生外野栗橋線	羽生市桑崎（北）（国道 122 号との交差点） ～羽生市羽生

2 耐震化を促進するための環境整備

（1）意識啓発・知識の普及

ア) 地震ハザードマップの公表

市では、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ、地盤の液化化、建築物の倒壊の危険性などを記載した地震ハザードマップを作成し公表している。これは、地震に関する情報を視覚化により、わかり易くまとめたものである。

イ) 相談窓口の設置

建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるように、耐震に関する相談窓口を設置し、情報の提供や不安の解消に努める。

ウ) セミナー・講習会の開催

埼玉県及び関係団体と連携して、地震防災に関する講演会等を開催し、地震防災・耐震化に関する知識の普及・啓発に努める。

エ) 防災ガイドブックの配布

市では、地震や洪水などの災害に対しての日頃からの備えをはじめ、災害発生時の心構えと行動等をまとめた羽生市防災ガイドブックを各世帯へ配布し、市民の防災に対する意識向上を図る。

(2) 耐震改修化を促進するための支援措置

ア) 羽生市木造住宅耐震診断補助

昭和56年以前に建築された一戸建て住宅を対象として、自己の住宅の耐震性を確認してもらうために、建築士による耐震診断を受診した市民に対して、費用の一部を補助するものである。

イ) 羽生市木造住宅耐震改修補助

昭和56年以前に建築された一戸建て住宅を対象として、耐震不足と判定された自己の住宅を耐震改修した市民に対して、費用の一部を補助するものである。

ウ) 簡易耐震診断（無料）の実施

木造2階建て以下の住宅については、簡易な方法により、おおよその耐震性能を把握することができる。このため、耐震補強を行う動機づけとなるよう、住宅所有者に対して、職員による簡易耐震診断（無料）を実施する。

エ) 羽生市住宅改修補助

市民が自己用住宅を改修する場合、一定の条件の下、費用の一部を補助する制度を設けている。この制度は耐震改修にも適用できるため、経済負担が軽減されるよう制度の利用促進に向け情報提供に努める。

オ) リフォーム融資制度

住宅や建築物の耐震改修を行う場合、金融機関や公共団体による各種融資制度が用意されているが、広く周知されていない状況である。市では住民に対して、これら融資制度の情報提供に努める。

(3) その他の取り組み

ア) 関係団体等による協議会の活用

市は、県・市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携のもとに住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとする。

イ) 地震保険の加入促進等普及啓発

大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進す

る必要がある。このため、「地震保険料所得控除制度」により、所得税・住民税に係る地震保険料の控除が受けられることなど周知し普及啓発に努める。

ウ)窓ガラス、外壁（看板等）及び吊り天井の落下防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行う。

エ)ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられる。

このため、地震に対する緊急輸送道路沿道や通学路沿道の安全性の確保を目的とし、県や関係機関等と連携して、所有者等に対する啓発、情報提供等の支援を行い、倒壊防止を促進する。

オ)新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した平成28年熊本地震及び令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市は県との適切な役割分担のもと、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への地震対策の促進に努める。

カ)現場パトロールの実施

現場パトロールを適宜実施し、安全性に問題のある建築物の早期発見に努める。

キ)高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度

高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努める。

ク)リフォームの機会を捉えた耐震改修

耐震改修だけでは、所有者の改修意欲が上がらない場合などが考えられる。

そこで、省エネやバリアフリー等のリフォームと合わせた耐震改修の情報提供等を行い、所有者の耐震化の意欲向上に努める。

ケ)段階的な耐震改修

住宅全体の耐震基準を満たすことが必要であるが、所有者の資金不足等により、直ちに耐震基準を満たす耐震改修等を実施することが困難となる場合が考えられる。

そこで、当面の措置として、緊急的に耐震基準を満たさない水準で耐震改修を実施し、資金不足等の課題が解消された後に、住宅全体の耐震基準を満たす段階的な耐震改修を実施することなども考えられるため、市は県と連携し、段階的な耐震改修の普及に努める。

《彩の国既存建築物地震対策協議会（令和7年4月時点）》

会員75団体（埼玉県、63市町村、及び11建築関係団体）

※建築関係団体（11団体）

- ・一般社団法人埼玉建築士会
- ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
- ・一般財団法人埼玉県建築安全協会
- ・一般社団法人埼玉建築設計監理協会
- ・一般社団法人埼玉県建設業協会
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会
- ・公益財団法人埼玉県住宅センター
- ・埼玉土建一般労働組合
- ・建設埼玉
- ・埼玉県住まいづくり協議会
- ・一般財団法人さいたま住宅検査センター
- 関東甲信越支部 埼玉サテライト(JSCA埼玉)

第5 計画の進行と管理

羽生市は、本計画の目標達成に向けて適切な進行管理を行う。

民間建築物や住宅については、耐震化の進捗状況を確実に把握できるよう、建築関係団体や地域住民等との連携・協力を進めていく。

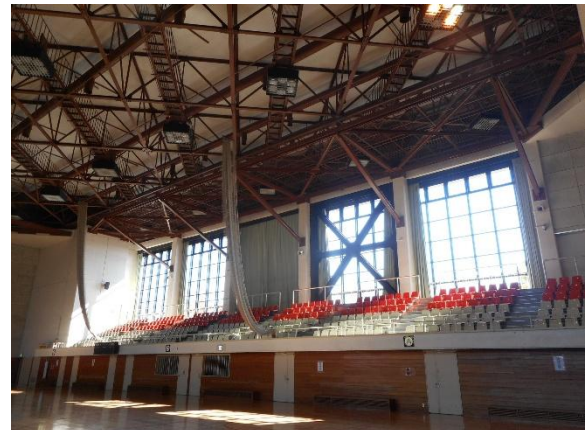
▼ 羽生市役所本庁舎の耐震化の状況



▼ 羽生市立南中学校の耐震化の状況



▼ 羽生市体育館の耐震化の状況



(改定履歴)

平成 22 年 3 月	策定
平成 24 年 5 月	一部改定
平成 28 年 3 月	改定
令和 3 年 3 月	改定
令和 8 年 3 月	改定